

ID: 285

担当部署: 経済部 農務課 農政係

処分の概要	新規就農者等の認定		
例規名 根拠条項	名寄市新規就農者等に関する条例 第4条		
例規番号	平成18年条例第157号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(新規就農者等の認定申請)</p> <p>第4条 新規就農者等の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、経営開始日の60日前までに市長に申請するものとする。</p> <p>2 市長は、前項に規定する申請があるときは、速やかに認定の可否について決定し、申請者に通知しなければならない。この場合において、市長は、新規就農者等の認定の可否について農業関係団体の意見を聴くものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び第3条の規定による。</p> <p>(対象者及び要件)</p> <p>第3条 この条例の適用を受ける者は、農業経営に旺盛な意欲と能力を有し、次の各号に掲げる事項に該当する者でなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 新規就農予定者は、市長から新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）に基づく研修計画の認定を受けた者</p> <p>(2) 新規就農予定者は、実践的農業実習を6月以上3年以下の期間行うこと。</p> <p>(3) 受入農業者又は農業指導機関は、新規就農予定者に対し、円滑な就農に必要な生産技術や経営管理能力等を修得させること。</p> <p>(4) 個人経営の新規就農者は、経営開始時に次の要件のいずれにも該当しなければならない。</p> <p>ア 年齢は、20歳以上45歳以下の者で、配偶者又は18歳以上65歳以下の同居の親族を有すること。</p> <p>イ 名寄市農業経営基盤強化促進基本構想に定める所得水準及び労働時間の目標を達成する計画である者</p> <p>ウ 農用地等の取得又は賃貸借は、規則で定める事業で行うこと。</p> <p>(5) 独立就農者は、経営開始時に次の要件のいずれにも該当していること。</p> <p>ア 農業従事経験年数及び年齢はおおむね5年以上、45歳以下の者で、配偶者又は18歳以上65歳以下の同居の親族を有すること。</p> <p>イ 名寄市農業経営基盤強化促進基本構想に定める所得水準及び労働時間の目標を達成する計画である者</p> <p>ウ 農用地等の取得又は賃貸借は、規則で定める事業で行うこと。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和6年7月31日